

規ヲ數酌シ更ニ一層有利ナルモノヲ制定スル旨

四、本人ノ技能及作業ノ性質ニ依リ左右スベキ要アリ則一酌ニ豫定  
スル能ハズ

五、欠勤トハ為サハルモ日給ハ支給スル能ハズ  
六、前項同様

七、内一項ハ現ニ扶助規約ニ依リ實行シハ、二項ハ是亦扶  
助規則ニ依リ日給支給額ノ七割以外ヲ支給シ居レリ

八、前段扶助規約ニ依リ後段ハ其趣旨ヲ逸ス一人以上ニシテ  
九、前項前段ニ依ル

十、十一、十二、十三、拒絶(共済組合等ノ方法ニ依ルベシ)



勞務第五二三號

大正十五年三月十六日

警視總監 大田 政弘

内務大臣 若槻 禮次郎 殿

東京警備司令官武 藤 信義 殿

社會局長官長岡 隆一郎 殿

東京地方裁判所 檢事 正 殿

京都、大阪、神奈川、兵庫、愛知、福岡、

新潟、千葉、埼玉、山梨、福島、

各 府 縣 長 官 殿

小倉製油所労働争議ニ関スル件 (第四報 解決)